

平成 28 年 8 月 10 日  
国 税 庁

## 東京開業ワンストップセンターにおける届出署等の受付について

### （書面提出について）

現在、ワンストップセンターで取り扱っている届出書等（※）は、税法上、所轄の税務署長に提出しなければならないこととされている。

過去においては、税務署外の会場において、確定申告書等の作成指導業務等を委託されている税理士を経由して、自宅等で作成された申告書の受付を行っている実例がある。その場合には、当該書類を一旦税理士が預かり、提出された当日中に税務職員が回収し、その後、所轄税務署へ送付し、処理を行っているところ。

※ センター取扱の手続は以下のとおり

- ① 法人設立届出書（法人税法第 148 条）
- ② 青色申告の承認申請書（法人税法第 122 条）
- ③ 給与支払事務所等の開設届出書（所得税法第 230 条）
- ④ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書（所得税法第 217 条）

### （ワンストップセンターでの書類の受付について）

ワンストップセンター利用者が作成済の届出書等を持参した場合には、過去の取扱事例を踏まえ、

- ① 利用者から提出された書類をセンター相談員（税理士）が預かり、
- ② 速やかに所轄税務署へ移送後、処理を行う

方法により対応する方向で検討を進めている。現在、東京税理士会との間で締結している委託契約の業務範囲を拡充し、本年度中からの対応を開始できるよう先方と折衝中である。

### （電子手続の活用について）

法人設立に係る届出及び申請については、オンライン申請（e-Tax）を活用いただき、直接、税務署に提出いただくことが最も納税者利便に適う方法だと考えており、オンライン申請手続の利用促進についても、引き続き、関係府省庁及び関係機関等との緊密な連携・協調の下、広報・周知を図ってまいりたい。

以上

○ 法人税法（抄）

【法人設立届出書】

第四百八条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時に掲げる貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
- 二 その事業の目的
- 三 その設立の日

【青色申告の承認申請書】

第二百二十二条 当該事業年度以後の各事業年度の前条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内国法人（連結申告法人を除く。）は、当該事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

○ 所得税法（抄）

【給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書】

第二百三十条 国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止した者は、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

【源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書】

第二百七条 前条の承認の申請をしようとする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与等の支払を受ける者の数その他財務省令で定める事項を記載した申請書を同条に規定する税務署長に提出しなければならない。